

特定非営利活動法人 日本時代衣裳文化保存会

定款

特定非営利活動法人 日本時代衣裳文化保存会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本時代衣裳文化保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市中央区大通西 20 丁目 1 番 2 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の伝統文化を継承する使命に立ち、日本の伝統文化を各地域の特性と融合しつつ深く広く根を張り、そこに住む人々との触れ合いを通じて、地域に伝統文化の輪を広げ、ひいては北海道の文化振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ・ 時代衣裳に関する講座、講演会を企画・運営する事業
- ・ 時代衣裳に関する、衣紋・展示会等を企画・運営する事業
- ・ 時代衣裳およびその伝統技術研究者、伝承者への助成・援助事業
- ・ 時代衣裳に関する資料の収集、整備、及び出版物の刊行事業
- ・ 時代衣裳に関する国内外との文化交流事業
- ・ 時代衣裳に関する公開レッスン・セミナー等の研修事業
- ・ 文化継承の理解者や協力者のネットワークづくりを行う事業
- ・ 青少年が時代衣裳を通し、和文化に親しむ機会と環境をつくり、その育成を図る事業
- ・ その他、この法人の目的達成のために必要な事業

(2) その他の収益事業

前号を除くイベントの企画・開催
役務の提供
物品の販売、及び斡旋

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業について支障がない限り行うものとし、その収益は同項目第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人会員は、次の4種類とし、個人会員及び団体の代表者、法人会員、特別法人会員の代表者を特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 個人会員。この法人の目的に賛同し、運営に協力する個人。
- (2) 団体会員。この法人の目的に賛同し、運営に協力する任意の団体。
- (3) 法人会員。この法人の目的に賛同し、運営に協力する法人。
- (4) 特別法人会員。この法人の目的に賛同し、運営に協力する法人。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に、その旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 個人会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡したとき。
 - (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
- 2 団体会員、法人会員、特別法人会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 団体会員、法人会員、特別法人会員である法人・団体が消滅したとき。
 - (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員をおく。
理 事 8名以上15名以内
監 事 2名
2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内の副理事長及び、外に専務理事と常務理事をおくことができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長は、理事の互選とし、副理事長・専務理事・常務理事は理事長の指名による。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 理事長は、理事のうち特に功績のあったものについて、名誉理事長を任命する事が出来る。
5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3 専務理事・常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長とともに欠員のときはその職務を代わって行う。
4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えないければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬)

- 第19条 役員の報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局)

- 第20条 この法人に事務局を設ける。
- 2 事務局には専任の職員を置くことができ、理事長がこれを任免する。
 - 3 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散又は合併
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任、解任及び報酬
 - (6) 入会金及び会費の額
 - (7) 新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) その他、組織・運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金
 - (3) 会費
 - (4) 寄付金品
 - (5) 財産から生じる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他の収入

(資産の区分)

- 第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

- 第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の弁済)

- 第43条 この法人の経費は、資産をもって弁済する。

(会計の原則)

- 第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

- 第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

- 第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算是、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

- 第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに作成した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加、又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雜 則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、平成 20 年 8 月 21 日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

名譽理事長	宮島 健吉	理 事 飯田 隆雄
理 事 長	澤田 新吾	理 事 宇夫 雅幸
副 理 事 長	鎌田 昌市	理 事 信田 トシ子
理 事	繩田 圭一	理 事 佐藤 よし子
理 事	児玉 芳明	理 事 佐藤 登美子
理 事	太田 晃正	理 事 館野 真弓
理 事	棟方 悅子	監 事 山口 勉
監 事	田中 新一	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金	個人会員	5,000 円
	団体会員	10,000 円
	法人会員	50,000 円

年会費	個人会員	3,000 円
	団体会員	10,000 円
	法人会員	50,000 円